

シラ道当ト認ムルモノナリ

一、時間短縮ノ件

現在当會社ヨリ營業成績優良ナル同業會社ノ大部分ハ十時間制ナルノミナラズ、最近果
會社、如キ九時間制ヲ十時間制ニ短縮シタル例モアリ、此ノ旨會社ノ之ヲ短縮スルハ尚且ナリト
認ム、故テ現行ノ通トス、尤モ、タイムレコーダニテ設備シ、營業時作業時間ニ十分ラズ、給スル

二、時間外勤務ニ関スル件

同業會社ノ時間外勤務ハ他同業會社ノ実施勤務時間ヲ参照シテ漸次緩和ノ方法ヲ講ズルモノトス
時間外勤務四時間迄ハ一時間ニ対シテ日給一歩ノ割合時間ヲ超過スル一時間ニ対シテ日給一歩五
厘ノ割合ヲ以テ支給スルモノトス

三、公出勤務ニ関スル件

現行ノ通トス、一般同業會社ニ於テ出勤務ヲ爲スニ至リタル時、本會社ニ於テモ考慮

スベレ、成績良好ナル他ノ會社ハ全部実施ノ場合ハ実施スベレ

四、中休時間ニ對スル件

従来ノ中休ニ對スル一歩ノ増歩ハ之ヲ廢シ、タイムレコーダニテ設備シテ中休時間一時間
ニ對シテ五分ノ割合ヲ以テ増少ヲ支給スルコトニ故公、但シ、夜間甲種ハ一時間ニ對シテ一時三
十分間ノ割合ヲ以テ毎月勤務總計時間ヲ以テ算出シ給付ヲ爲スモノトス

五、左記ノ出勤シタル時ノ支給ノ件

十二月三十一日、一月一日、同十五日、同十六日、元旦節及久米節祝日ノ勤務者ニ對シテ日給、
五割ヲ増給シ、一月二日、同三日、同十五日、同十六日、同節者ニ對シテ日給一分ヲ加給ス
ルモノトス、但シ、花期手當及収入新記録手當以外ノ従来ノ手當、酒肴料ハ之ヲ廢止ス

六、賞典ニ関スル件

賞典與獎勵法ヲ左ノ通定ム

欠勤九日迄、日給額×45%
勤務日数
——
賞典額
勤務日数